

逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

《条例改正の概要》

改正項目	改正前		改正後	
貸付利率及び貸付の際の保証人	保証人有り	3%	保証人無し	1%
			保証人有り	0%
償還方法	年賦償還、半年賦償還		年賦償還、半年賦償還、月賦償還	
違約金算出利率	年 10.75%		年 5%	

1 災害援護資金の貸付利率

市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸し付けを可能とし、被災者ニーズに応じた貸付けができるよう、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第66号)により災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の一部が改正されたほか、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「施行令」という。)が一部改正されたことに鑑み、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実強化に資するため、災害援護資金の貸付利率を現「3%」から「3%を上限として市長が規則で定める率」とし、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置及び国が定める母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率を踏まえ、保証人がいる場合は無利子とし、保証人がいない場合は1パーセントとして逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則に規定します。

(参考)

ア 東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置

保証人がいる場合：無利子、保証人がいない場合：年1.5パーセント

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度における利率

保証人がいる場合：無利子、保証人がいない場合：年1パーセント

※ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第4項による。

2 償還方法の拡充

施行令の改正により、年賦償還・半年賦償還に加えて、月賦償還を追加します。

3 保証人要件の緩和

施行令の改正により、連帯保証人の必置義務が撤廃されたことから、保証人がいない場合でも貸付が可能としましたが、他の貸付制度を踏まえ、保証人がいる場合といない場合で貸付利率に差異を設けます。

4 延滞利率の適正化

施行令の改正により、違約金の算出に用いる利率を現行年10.75パーセントから年5パーセントとして規定します。

5 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正法の施行日に合わせ、平成31年4月1日から適用することとするほか、経過措置を設けます。

議案第33号資料 逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第27号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年10月 1 日 逗子市条例第27号</p> <p>【第 1 条～第12条 省略】</p> <p><u>(災害援護資金の申込)</u></p> <p><u>第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てて市長に申し込まなければならない。</u></p> <p><u>2 災害援護資金の貸付けを受けた者は、保証人と連帯して貸付けに関する債務を負担する。</u></p> <p>(償還方法)</p> <p>第14条 災害援護資金の償還方法は元利均等償還とし、<u>年賦償還又は半年賦償還とする</u>。ただし、繰上償還をすることができる。</p> <p>(償還期間)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(利率)</u></p> <p><u>第16条 災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</u></p> <p>(違約金)</p> <p><u>第17条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還を</u></p>	<p>逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和49年10月 1 日 逗子市条例第27号</p> <p>【第 1 条～第12条 省略】</p> <p><u>(保証人及び利率)</u></p> <p><u>第13条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p><u>2 災害援護資金の利率は、年3パーセントを上限として市長が規則で定める率とする。</u></p> <p><u>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条に規定する違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還方法)</p> <p>第14条 災害援護資金の償還方法は元利均等償還とし、<u>年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする</u>。ただし、繰上償還をすることができる。</p> <p>(償還期間)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>削除</p> <p>(違約金)</p> <p><u>第16条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還を</u></p>

行わなかったときは、延滞元利金額につき年10.75パーセントの割合をもって支払期日の翌日から償還の日までの日数により計算し、違約金を徴収することができる。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(一時償還)

第18条 (略)

(償還の免除)

第19条 (略)

(償還の猶予)

第20条 (略)

(規則への委任)

第21条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

行わなかったときは、延滞元利金額につき年5パーセントの割合をもって支払期日の翌日から償還の日までの日数により計算し、違約金を徴収することができる。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(一時償還)

第17条 (略)

(償還の免除)

第18条 (略)

(償還の猶予)

第19条 (略)

(規則への委任)

第20条 (略)

附 則

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第13条、第14条及び第16条の規定は、この条例の適用の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。